

## 名古屋市人権に関する条例（仮称）の制定について

### （1）条例制定の背景

- ・人権条例の制定については、かねてより市民団体等から要望を受けており、国や他自治体、世論の状況を注視しながら慎重に検討を進めてきた。
- ・「名古屋城バリアフリーに関する市民討論会」における差別事案に係る検証委員会より、本市の人権尊重の根幹となる包括的で実効性のある人権条例の制定を求める提言を受けた。

### （2）提言を踏まえた方針

- ・人権課題には様々なものがあり、複数の人権課題を抱える場合も少なくないことや、インターネットにおける人権侵害の状況等も踏まえ、これまで対応が難しかった差別事案等の解決に向け、市が積極的に関与していく必要がある。
- ・紛争解決に向けては、市の施策に人権上の疑義がある場合に、市から独立した第三者的な立場で提言ができる仕組みの検討も求められている。

### （3）条例の方向性について（主な特徴）

- ア 差別的取扱いの禁止について、典型的な場面を明記
- イ 差別事案について、助言にとどまらず相手方への調整まで行う相談機関を設置
- ウ 調査・勧告・公表の対象となる差別事案の相手方として市を追加
- エ インターネット上の誹謗中傷に対する勧告を規定
- オ インターネット上の虚偽情報の拡散により人権侵害が助長・誘発される場合の市長声明を規定

### （4）新たな人権擁護体制の整備について

- ・複合差別を含む人権相談に対応し、相手方への事実確認など積極的に差別解消に向けた調整を行う人権相談窓口の設置
- ・人権相談窓口での解決が難しい悪質な事案にかかる勧告、公表などを行い、第三者的な立場で市にも提言する紛争解決機関の設置

### （5）条例案提出時期

令和8年度

## 人権に関する条例（仮称）検討会 委員名簿

（令和8年2月24日現在）

所属・団体名等	氏名
公益財団法人名古屋YWCA 業務執行理事 女性のための相談支援事業責任者	いわた える子 岩田 える子
名古屋市子どもの権利擁護委員	まみや しずか 間宮 静香
名古屋市老人クラブ連合会 副会長	とのしま いくお 殿島 征男
名古屋市身体障害者福祉連合会 会長	はしい まさき 橋井 正喜
名古屋手をつなぐ育成会 副理事長	はまだ ちえみ 濱田 智恵実
名古屋市精神障害者家族会連合会 副会長	おおはし さちこ 大橋 幸子
部落解放同盟愛知県連合会 書記長	やまざき れいこ 山崎 鈴子
特定非営利活動法人多文化共生リソースセンター東海 代表理事	どい よしひこ 土井 佳彦
在日本大韓民国民団愛知県地方本部 副団長	ちょう ちよるなむ 趙 鐵男
名古屋越冬実行委員会 代表	ひがしおか まき 東岡 牧
公益社団法人被害者サポートセンターあいち 理事 支援活動委員長	こじま きぬ子 小島 きぬ子
特定非営利活動法人PROUD LIFE 代表理事	あんま ゆき 安間 優希
名古屋市保護区保護司会連絡協議会 会長	その たけお 園 健雄
名古屋人権擁護委員協議会 会長	あかし まさよ 明石 雅世
名古屋市立小中学校長会 理事	あんどう よしひろ 安藤 嘉浩
大阪経済大学国際共創学部 教授	こばやし なおぞう 小林 直三
弁護士	みやまえ たかふみ 宮前 隆文
愛知県経営者協会 専務理事	いわはら あきひこ 岩原 明彦
愛知県人権啓発企業連絡会 代表幹事	いくた けん 生田 健
名古屋市区政協力委員議長協議会 議長	やまもと ひでお 山本 秀雄
名古屋市民生委員児童委員連盟 理事	すずき ゆずる 鈴木 ゆずる
社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会 理事 兼 事務局長	からさわ かつひこ 柄澤 克彦
名古屋法務局人権擁護部第二課長	はまもと ひろのぶ 濱本 浩暢

## ○条例検討会における検討経過と今後の予定

時 期		主な内容
令和7年度	令和7年 4月14日	第1回検討会の開催 ・今後のスケジュール（想定） ・法体系における条例の位置づけ ・骨子案作成に向けた意見聴取の進め方
	7月14日	第2回検討会の開催 ・骨子作成に向けた協議
	9月29日	第3回検討会の開催 ・骨子作成に向けた協議
	12月15日	第4回検討会の開催 ・骨子作成に向けた協議
	令和8年 2月24日	第5回検討会の開催 ・骨子作成に向けた協議 ・今後のスケジュール（想定）
令和8年度 (予定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○条例骨子を決定</li> <li>○条例骨子を議会（総務環境委員会）へ報告</li> <li>○パブリックコメント</li> <li>○第6回検討会の開催</li> <li>○条例案を決定</li> <li>○条例案を議会提出</li> </ul>	

(注) 条例案議決後、相談窓口や紛争解決機関など実効性に関する仕組みの開始には一定の周知・準備期間が必要